

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (砂防課) 一八_{ページ}

告 示

解除予定保安林とする旨の通知 (治山課) 一八

道路の区域変更 (道路維持課) 一八

道路の供用開始 (同) 一九

高山都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (街路公園課) 一九

保安林の指定予定 (飛騨農林事務所) 一九

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 一一

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業流通課) 一一

公共測量の実施 (用地課) 一一

落札者等に関する公示 (会計課) 一一

道路交通法に基づく技能検定員審査(大型・中型・普通・大特・普通二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施 (運転免許課) 一一

道路交通法に基づく教習指導員審査(大型・中型・普通・大特・普通二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施 (同) 一一

大特・普通二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施 (同) 一一

正 誤

指定自立支援医療機関の指定辞退中訂正 (法務・情報公開課) 一一五

第 二 千 三 百 二 十 一 号

平 成 二 十 四 年 二 月 十 七 日

(金 曜 日)

規則

岐阜県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十四年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法第二十一条第三項、第六項、又は法第二十八条第二項」を加える。

「3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」

「3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」

「3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」

（緊急調査のための土地の立入り等）

第28条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらに命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第5条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第8項から第10項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている身分証明書は、その身分証明書の有効期間の満了するまでの間は、この規則による改正後の規則の規定により交付された身分証明書とみなす。

告示

岐阜県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十四年二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
中津川市千旦林字三津屋一―一九七の三九、一―一九七の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置くこととする。）
- 岐阜県告示第六十四号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域	変更	前後	備考
福白岡川線	中津川市福岡字上柏原二七三番一地从先から	同 市同 字同 二八〇番一地从先まで	敷地の幅員	ル(メートル)	前 八三(九六) 後 一八(二九六)	備考

岐阜県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
福白岡川線	中津川市福岡字上柏原二七三番一地从先から	同 市同 字同 二八〇番一地从先まで	ル(メートル)	平成二二・二七	平成二二・二七

岐阜県告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、高山都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
高山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
平成十九年岐阜県告示第三百九十八号 高山都市計画道路事業 三・五・十二号昭和中山線、三・五・七号国道41号線
- 三 事業施行期間
平成十九年五月十五日から
同 二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

岐阜県告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
飛騨市宮川町洞字サイノカミ四〇八の八五、四 八の八六、四 八の八九、四 八

公 示

の二一七

二 指定の目的

魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字サイノカミ四〇八の八九、四〇八の一七

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年二月一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つくしん棒

三 代表者の氏名 佐野 武

四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町島谷一〇五番地

五 定款に記載された目的 この法人は、自らが汗を流し大地を耕して自然環境を守ることを、町屋を観光客などに開放して本物の歴史を伝えるながら、町中の空き家を解消する。といった同世代の郡上市民の発想から「言葉」を「形」に、今後の郡上市を盛り上げ、郡上市の市民であることに誇りを持ち、活力あるふるさとをつくるための事業を行い地域活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年二月十七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巣市三橋糸貫川通一〇〇番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により養老町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月十七日	岐阜県知事 古 田 肇	<p>一 作業機関 養老町</p> <p>二 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）</p> <p>三 作業期間 平成二十四年二月二日から 同 年三月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 養老郡養老町</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大野町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により公示する。</p> <p>平成二十四年二月十七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>四 作業地域 揖斐郡大野町</p> <p>同 年三月三十一日まで</p> <p>平成二十四年二月十三日から</p> <p>三 作業期間 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）</p> <p>二 作業種類 大野町</p> <p>一 作業機関 作業機関</p>	落札者等に関する公示	

<p>岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。</p> <p>平成二十四年二月十七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県警備総局通信指令システム保守管理委託 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当</p> <p>4 契約の相手方を決定した日 平成24年1月26日</p> <p>5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区栄3丁目17番12号 株式会社 日立製作所 中部支社 支社長 栗原 和浩</p> <p>6 契約金額 72,795,450円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する担当の名称及び所在地 部 局 岐阜県警備総局総務課 所 在 地 岐阜市数田町2丁目1番1号</p> <p>道路交通法に基づく技能検定員審査（大型・中型・普通・大特・普通一・牽引・大型二種・中型二種・普通二種）の実施</p> <p>道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づく技能検定員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第二条の規定により公示する。</p> <p>平成二十四年二月十七日</p> <p>岐阜県公安委員会 委員長 水 谷 邦 照</p>								
技能検定員審査の種類、期日及び場所	<table border="1"> <tr> <td>審 査 の 種 類</td> <td>期</td> <td>日</td> <td>場 所</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	審 査 の 種 類	期	日	場 所	一			
審 査 の 種 類	期	日	場 所						
一									

大型自動車免許に係る技能検定員審査(大型)	平成二十四年九月五日 同 年同月十二日 同 年同月二十日 同 年十月二十五日	岐阜市三田洞東一丁目二番八号 岐阜県警察本部交通部運転免許課
中型自動車免許に係る技能検定員審査(中型)	平成二十四年九月三日 同 年同月十日 同 年同月十九日 同 年同月二十六日 同 年十月二十二日 同 年同月三十一日	
普通自動車免許に係る技能検定員審査(普通)	平成二十四年七月十七日及び同月十八日 同 年八月二十日	
大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査(大特)	平成二十四年八月二十九日 同 年九月六日 同 年十月二十九日	
普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査(普自)	平成二十四年九月四日 同 年同月十一日 同 年同月十八日 同 年同月二十五日 同 年十月二十三日 同 年同月三十日	
牽引免許に係る技能検定員審査(牽引)	平成二十四年八月三十日 同 年九月十三日 同 年同月二十四日 同 年十月二十四日	
大型自動車第一種免許に係る技能検定員審査(大型二種)	平成二十四年五月七日 同 年同月二十一日 同 年十二月三日	

中型自動車第一種免許に係る技能検定員審査(中型二種) 普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査(普通二種)	同 年同 月十七日 平成二十四年五月七日 同 年同月二十一日 同 年十二月三日 同 年同 月十七日 平成二十四年五月七日 同 年同月二十一日 同 年十二月三日 同 年同 月十七日
--	---

二 技能検定員審査の申請手続に関する事項

1 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 住民票の写し

ウ 運転記録証明書

エ 技能検定員審査の種類に応じた運転免許証の写し

オ 第二種免許に係る審査については、規則第七条第一項の表に規定する当該技能検定員資格者証の写し

カ 規則第十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

2 提出先 岐阜県公安委員会(交通部運転免許課経由)

三 その他技能検定員審査の実施に関し必要な事項

1 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許に係る技能検定員審査の審査方法等

審査項目 技能検定に関する技能	審査細目 技能検定員として必要な自動車の運転技能 技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九パーセント以上の成績であること。
--------------------	--

自動車の運転技能に関する実技試験により行うものとし、その合格基準

技能検定に関する知識	能	する観察及び採点の技能	は 九十五パーセント以上の成績であること。
	能	法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項 自動車教習所に関する法令についての知識 技能検定の実施に関する知識 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。 面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ九十五パーセント以上の成績であること。

2 大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査の審査方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
------	------	-------

技能検定員として必要な自動車の運転技能

自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）
第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）
第一条第一項に規定する自動

論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。

実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。

平成二十四年二月十七日
岐阜県公安委員会
委員長 水 谷 邦 照

審査の種類	期 日	場 所
普通自動車免許に係る	平成二十四年六月二十日 同 年七月十一日 同 年八月十三日 同 年八月十四日 同 年八月二十一日 同 年七月四日 同 年七月二十八日 同 年八月六日 同 年同月十五日	岐阜市三田洞東一丁目二番八号 岐阜県警察本部交通部運転免許課

道路運送法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく教習指導員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第十条第二項において準用する規則第一条の規定により公示する。

道路運送法に基づく教習指導員審査（大型・中型・普通・大特・普自一・牽引・大型二種・中型二種・普通二種）の実施

教習指導員審査(普通)	及び八月一日 同 年同月三十一日	大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査(大特)	平成二十四年六月十一日 同 年同月十八日 同 年同月二十五日 同 年七月二日 同 年同月九日 同 年八月九日 同 年同月十六日	普通自動車一輪車免許に係る教習指導員審査(普通二)	平成二十四年六月十二日 同 年同月十九日 同 年同月二十六日 同 年八月七日 同 年同月十四日	牽引免許に係る教習指導員審査(牽引)	平成二十四年六月十三日 同 年同月二十七日 同 年七月五日 同 年八月八日	大型自動車第一種免許に係る教習指導員審査(大型二種)	平成二十四年五月七日 同 年同月二十一日 同 年十二月三日 同 年同月十七日	中型自動車第一種免許に係る教習指導員審査(中型二種)	平成二十四年五月七日 同 年同月二十一日 同 年十一月三日 同 年同月十七日	普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査(普通二種)	平成二十四年五月七日 同 年同月二十一日 同 年十二月三日
<p>二 教習指導員審査の申請手続に関する事項</p> <p>1 申請に必要な書類</p> <p>ア 審査申請書</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>ウ 運転記録証明書</p> <p>エ 教習指導員審査の種類に応じた運転免許証の写し</p> <p>オ 第二種免許に係る審査については、規則第十五条第一項の表に規定する当該教習指導員資格者証の写し</p> <p>カ 規則第十七条第一項各号、第四項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面</p> <p>ク 提出先 岐阜県公安委員会(交通部運転免許課経由)</p> <p>ク その他教習指導員審査の実施に関し必要な事項</p> <p>三 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許に係る教習指導員審査の審査方法等</p>													
同	年同 月十七日	教習に関する技能	審査項目	審査細目	審査方法等	法第百八条の二十八第	論文式、択一式、補充式又は正誤式の筆記試						

<p>する知識</p> <p>四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十八パーセント以上の成績であること。</p>	<p>2 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査の審査方法等</p> <p>する知識</p> <p>四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十八パーセント以上の成績であること。</p>	<p>審査項目</p> <p>審査細目</p> <p>審査方法等</p> <p>技能教習に必要な教習の技能</p> <p>道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号） 第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号） 第一条第一項に規定する自動車運送代行業に関する法令についての知識</p> <p>技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。</p> <p>実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十八パーセント以上の成績であること。</p> <p>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。</p>
<p>正誤</p> <p>(校正誤り)</p> <p>平成二十四年二月三日第二千三百十八号 指定自立支援医療機関の指定辞退八八頁下の誤り。</p> <p>損斐郡池田町六之井一四七三五</p> <p>は、</p> <p>損斐郡池田町六ノ井一四七三五</p>		

平成二十四年二月十七日発行

発行所

岐阜県庁
岐阜市藪田南二丁目一番二号

編集

各務原市テクノプラザ
――
ブイ・アール・テクノセンター